

小坂町介護保険事業者等における事故報告ガイドライン

令和5年2月1日

介護保険事業者等における事故報告について

介護サービス提供中に事故が発生した場合は、以下の事項を遵守し、事故の再発防止と適切な対応が介護保険事業者等には求められている。

1. サービス提供により事故が発生した場合は、速やかに小坂町、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
2. 事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。
3. 利用者に対するサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

1. 事業者の範囲

- (1) 介護保険施設
- (2) 指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者及び基準該当サービス事業者
- (3) 指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者及び基準該当居宅介護支援事業者
- (4) 指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者
- (5) 介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者

2. 報告を要する事故等

報告すべき事故の範囲及び程度は、事業所の責任の有無にかかわらず、介護サービスの提供に係る事故とし、次のとおりとする。

項目	範囲・対象事例
①サービス提供中の利用者の負傷、死亡事故又は行方不明の発生留意事項	(1) 負傷の程度については、医療機関への受診又は施設内における医療処置を要したものとする。 例：骨折、打撲、捻挫、脱臼、切傷、火傷、意識不明など (2) 「サービスの提供中」とは送迎、通院等の間の事故を含むものとする。また、居宅の通所・入所サービス及び施設サービスにおいては、利用者が事業所内にいる間は「サービス提供中」に含まれるものとする。 (3) 利用者の自己過失による事故であっても、(1)に該当する場合は報告対象とする。 (4) 原因が利用者の疾病によるものと明らかな場合は報告を必要としない。ただし、後日利用者家族等とトラブルや損害賠償事故に発展する恐れ又は発展した場合は報告対象とする。 (5) サービス提供中の事故により第三者が死亡、重篤状態となった場合も報告対象とする。

②食中毒及び感染症の発生	「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について平成17年2月22日厚生労働省通知」に準ずる形で報告する。なお、当該通知は、平成22年9月8日付けの事務連絡で対象施設が一部変更になっているため留意すること。 ※上記通知は県ホームページ「介護保険事業者における事故報告の取り扱い要領について」参照のこと
③役・職員の交通事故・法令違反・不祥事等の発生	利用者や事業所に損害を与えた場合 例：利用者からの預かり金の横領や紛失、個人情報の漏洩や紛失、送迎時の交通事故、利用者宅の家屋等の損壊や利用者宅からの窃盗、事業所会計からの横領など。
④地震・風水害や火災などによる被害の発生	地震や風水害、火災などによる利用者や職員の人的被害及び施設・設備・敷地等の損壊などが発生した場合。町からの被害確認の問い合わせの有無にかかわらず速やかに報告すること。報告すべき被害程度の認定は、防災ハンドブック（秋田県）第3章被害報告による。

3. 報告の手順

(1) 事故が発生した場合は、直ちに家族又は身元引受人に連絡するとともに、遅くとも5日以内を目安に5の報告先に4で定める事故報告書を提出する。ただし、次の重大事故については直ちに第一報を電話等で行い、その後すみやかに事故報告書を提出する。

- ① 利用者等の死亡、重篤事故
- ② 一酸化炭素中毒
- ③ 利用者等の失踪・行方不明（捜索中のもの含む）
- ④ 利用者等に対する虐待（疑いを含む）
- ⑤ 役・職員の不法行為（預かり金の着服・横領等）
- ⑥ 火災の発生
- ⑦ 自然災害（地震、風水害等）による建物、施設の損壊

(2) 途中経過及び最終報告

事故処理が長期化する場合は、適宜、4で定める事故報告書により事故処理の途中経過を報告するとともに、事故処理について区切りがついた時点で、最終報告書を提出する。ただし、次のような場合は、最後に提出された事故報告書以降の内容とともに事故処理の結末を記載し提出する。

- ①事故により入院していた利用者が、退院した場合
- ②行方不明者が発見された場合
- ③食中毒、感染症が終息した場合
- ④損害賠償が終了した場合
- ⑤自然災害等で被害を受けた施設や設備が復旧した場合
- ⑥不祥事等による利用者への損害が回復された場合
- ⑦その他事故処理の結末を報告する必要があると思われるもの

(3) 留意事項

- ・報告書には利用者等の個人情報が含まれるため、その取り扱いに十分配慮する。
- ・報告は、第一報等の電話報告を除き、原則として3で定める報告書で行う。

- ・報告書は、報告先へ持参、郵送又は電子メールで報告すること。
- ・電子メールにより報告する場合は、一つの事業所で複数のメールアドレスを使用しないこと。

4. 報告の様式

別紙様式「21_事故報告書様式（小坂町）」を用いる。ただし、必要な項目の記載があれば、秋田県要領「介護保険事業者の事故報告の取り扱い要領」に定められた様式を用いても差し支えない。

- (1) 様式1（介護保険事業者事故報告書）・・・死亡事故、傷病事故、行方不明、役・職員の不祥事、交通事故等、様式2から4以外に関するもの
- (2) 様式2（感染症発生報告書）・・・感染症、食中毒に関するもの
- (3) 様式3（アクシデント報告書）・・・喀痰吸引、経管栄養の事故に関するもの
- (4) 様式4（自然災害等報告書）・・・地震・風水害や火災に関するもの

5. 報告先

2で定める事故が発生した場合は、1の(1)～(4)の各事業者は、3の手順により、次の三者へ報告する。(5)の事業者は、次の【1】へ報告する。

【1】利用者等（被保険者）の保険者

【2】事業所・施設が所在する保険者

【3】事業所・施設が所在する地域を管轄する県地域振興局福祉環境部

※報告は、各保険者の事故等報告ガイドライン・取扱要領がある場合には、それらに沿って行うこと。

●小坂町への報告先：〒017-0292

秋田県鹿角郡小坂町小坂字上谷地4 1番地1

福祉課町民福祉班 介護保険担当

TEL：0186-29-3925

Email：ksk-fukushi@town.kosaka.akita.jp

●県地域振興局福祉環境部：県ホームページ「介護保険事業者における事故報告の取り扱い要領について」に掲載されている、「地域振興局福祉環境部所在地一覧表」参照のこと

6. 町の対応

町は、必要に応じて事業者への調査及び指導を行うとともに、利用者に対して事実確認等を行うなど保険者として必要な対応を行う。なお、事業者への事実確認等において必要がある場合は、事業所の所在地たる保険者と連携を図るものとする。また、町において指定権限のあるサービス事業者の報告について、基準違反のおそれがある場合は、状況を確認のうえ必要な対応を行う。